

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 「再支給」のご案内

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加支援策として、生活困窮者自立支援金の支給が終了しても、なお生活にお困りの方について、「再支給」(支給期間 3か月間)が可能となりました。(申請期限は令和4年8月末まで)
再支給を受けるには、下記の支給要件を全て満たしていることが必要です。

生活困窮者自立支援金の支給要件

次の①～④の要件全てに該当する方が対象です。

- ① 生活困窮者自立支援金（初回）の受給を終了している世帯または、令和4年8月までに受給が終了する世帯
ただし、支給中止になった場合や、正当な理由なく求職活動の報告等を怠った場合等は、再支給できません。
- ② 申請者の方が主に世帯の生計を維持している方であること
- ③ 申請日の属する月の、申請者の方及び申請者の方と同一の世帯に属する方の収入（給与、年金、失業手当等）の合計額が収入基準額以下であること。また資産（預貯金）の合計額が資産基準額以下であること。

○ 収入基準額等（世帯人数が1人～5人の場合）

世帯人数	収入基準額	資産基準額
1人	121,000円	504,000円
2人	174,000円	780,000円
3人	220,000円	1,000,000円
4人	262,000円	
5人	303,000円	

※ 給与収入の場合は、総支給額（交通費は除く。）

- ④ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者の方及び申請者の方と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- 生活保護申請中で、申請結果が出ていない状況の方は申請できますが、自立支援金と、生活保護を同時に受給することはできません

（裏面へ続く）

支給額および支給期間

支給額

単身世帯	月額6万円
2人世帯	月額8万円
3人以上世帯	月額10万円

支給期間

原則3か月間

※申請の期限：令和4年8月31日締切（消印有効）

支給決定後、申請者の方の口座へ、毎月名古屋市から直接振込みます。

申請書類が自立支援金給付センターへ到達してから、2週間程度要する予定です。（※申請書等に不備がない場合）

支給期間中は求職活動が必要です

自立支援金の受給中は、常用就職に向けた以下の求職活動を行ってください。この求職活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。

- ① 公共職業安定所へ求職申込みをし、毎月2回以上、職業相談を受けること
- ② 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること
- ③ 毎月1回以上、仕事・暮らし自立サポートセンターによる面談等の支援を受けること（電話、メール、郵送等による方法も可能です。報告書を支給決定時にお渡しします）

就労による自立が困難で、給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、お住いの区の区役所または支所にて生活保護をご相談ください。

名古屋市自立支援金給付センター ※問合せおよび申請先

電話：052-919-2310

開設日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時

メールアドレス：a2598@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

住所：〒462-8558 名古屋市北区清水4丁目17の1 名古屋市総合社会福祉会館5階

※申請は、原則郵送でお願いしております。

※センターへ来所の際は、事前に電話でご連絡いただくことをお願いしております。